

## 【金利負担軽減措置の内容】

対象者	「令和3年5月11日から7月14日までの豪雨」により被害を受けた農業者の方(集落営農組織等を含む)であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた方
具体的な措置内容	<p>以下の災害関連資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、<u>融資当初5年間の実質無利子となります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 農林漁業セーフティネット資金（農業を営む方の融資するものに限る）</li><li>② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）<small>(※)</small></li><li>③ 経営体育成強化資金 <small>(※)</small></li><li>④ 農林漁業施設資金（農業を営む方、農業を営む方の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う方に融資するものに限る。）</li><li>⑤ 農業基盤整備資金</li></ul> <p><small>(※)負債整理関係資金を除く</small></p>